IASB® Update
From the International Accounting Standards Board
IFRS

IASB Update
2020 年 12 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2020 年 12 月 14 日から 16 日にリモートで会議を行った。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- **維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）**
- **IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）**
- **開示に関する取組み－会計方針（アジェンダ・ペーパー20）**
- **基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）**
- **IFRS 第 9 号の適用後レビュー ― 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）**
- **開示に関する取組み－SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）**
- **資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）**
- **資産リターンに応じて変動する年金給付（アジェンダ・ペーパー6）**

関連情報

今後の IASB 会議 ：
2021 年 1 月 25－26 日
2021 年 2 月 15－19 日
2021 年 3 月 22－26 日

IASB *Update* ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB *Update* は **こちら**

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は **こちら**

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は **こちら**

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2020 年 12 月 14 日に会合し、アジェンダ決定「サプライチェーン・ファイナンス契約 ― リバース・ファクタリング」を公表するという IFRS 解釈指針委員会の決定に反対する審議会メンバーがいるかどうかについて議論した。

アジェンダ決定に反対した審議会メンバーはいなかった。したがって、アジェンダ決定は IFRIC Update において公表される。

IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は 2020 年 12 月 14 日に会合し、情報要請「IFRS for SMEs 基準の包括レビュー」に関するアウトリーチ・イベント、オンラインでのアンケート調査及びコメントレターの分析について議論した。

審議会は SME 適用グループ（SMEIG）に次のことを依頼することを暫定的に決定した。

- 情報要請に対するフィードバックの包括的な要約について議論すること
- IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビューにおいて審議会が次に何をすべきかを提言すること

13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は、IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビューにおいて審議会が次に何をすべきかについて SMEIG が作成する提言を検討する。

開示に関する取組み — 会計方針（アジェンダ・ペーパー20）

審議会は 2020 年 12 月 14 日に会合し、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」を修正する「会計方針の開示」の書面投票プロセスから生じた整理論点について議論した。

***整理論点*（アジェンダ・ペーパー20）**

審議会は、IFRS 実務記述書第 2 号の修正に経過措置及び発効日を追加しないことを暫定的に決定した。

13 名の審議会メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。

審議会は、IAS 第 1 号の第 117B 項で、会計方針情報が財務諸表における他の重要性がある情報を理解するために必要とされる場合には、会計方針情報は「重要性がある」の定義を満たすと見込まれると述べるべきであると暫定的に決定した。

13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は「会計方針の開示」を 2021 年第 1 四半期に公表する予定である。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2020 年 12 月 15 日及び 2020 年 12 月 16 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」に対するフィードバックについて議論した。公開草案は、財務諸表における表示及び開示に関する IFRS 基準の提案を示したものであり、最終確定される場合には、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を置き換えることになる。また、他の IFRS 基準の修正案も示していた。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、公開草案に対するフィードバックについての議論を継続し、次回の会議でプロジェクト提案の再審議の計画について議論する。

IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3）

審議会は 2020 年 12 月 16 日に会合し、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項の適用後レビューの第 1 フェーズの目的、活動及び予想される日程について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、情報要請において公開で協議する事項を識別することに役立てるため、2021 年前半にアウトリーチを実施する計画である。審議会は情報要請を 2021 年第 3 四半期に公表する予定である。

開示に関する取組みーSMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は 2020 年 12 月 16 日に会合し、次のことについて議論した。

- 保険契約についての考えられる開示削減の要求事項 ― アジェンダ・ペーパー31A
- 開示削減の IFRS 基準への移行 ― アジェンダ・ペーパー31B
- 開示削減の IFRS 基準の範囲― アジェンダ・ペーパー31 C

***IFRS 第 17 号「保険契約」*（アジェンダ・ペーパー31A）**

審議会は、子会社についての開示削減の IFRS 基準を提案する場合には、協議文書は IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約についての開示削減の要求事項を提案すべきではないと暫定的に決定した。審議会は、協議の一部として、この決定に関する意見を求める。出席した 12 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

***開示削減の IFRS 基準への移行*（アジェンダ・ペーパー31B）**

審議会は、子会社についての開示削減の IFRS 基準を提案する場合、次のようにすることを暫定的に決定した。

a. IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正を提案せず、開示削減の IFRS 基準に経過措置を含めない。

b. 子会社が開示削減の IFRS 基準の適用を停止して IFRS 基準を完全な開示で適用する最初の財務諸表において、過去の年度の財務諸表に含まれていない開示について比較情報が要求される。

c. 開示削減の IFRS 基準は、報告企業が「初度」適用を複数回行うことができる。例えば、子会社が、IFRS 基準を適用して財務諸表を作成する報告グループから、適用しないグループに移ったが、そのグループがその後に IFRS 基準を採用する場合である。

d. 開示削減の IFRS 基準は、その適用は任意であり、当該基準を適用するという企業の決定は取消可能である旨を明記すべきである。

出席した 12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

***開示削減の IFRS 基準の範囲*（アジェンダ・ペーパー31C）**

審議会は、子会社についての考えられる開示削減の IFRS 基準の範囲について議論した。特に、審議会は、その範囲を SMEs である子会社以外にまで拡大すべきかどうかについて議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

2021 年 1 月に、審議会は、考えられる開示削減の IFRS 基準の範囲について、議論を継続する。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は 2020 年 12 月 16 日に会合し、資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移すべきかどうかについて議論した。

審議会は次のことを決定した。

- 資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトを基準設定プログラムに追加する。
- 各諮問機関の専門知識を引き続き利用し、本プロジェクト専用の諮問グループは設置しない。

出席した 12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

今後のステップ

今後のボード会議で、審議会は、2019 年 10 月のボード会議で議論されたプロジェクト計画に含まれていたトピックの議論を継続する。

資産リターンに応じて変動する年金給付（アジェンダ・ペーパー6）

審議会は 2020 年 12 月 16 日に会合し、資産リターンに応じて変動する年金給付に対する上限設定アプローチの適用の設例について議論した。このアプローチは、資産リターンに応じて変動するキャッシュ・フローの予測の上限を、IAS 第 19 号「従業員給付」で定めている割引率で設定することになる。審議会は、この上限設定アプローチが IAS 第 19 号の適用の結果にどのように影響を与えるのかについて議論した。

教育セッション－設例

審議会は、上限設定アプローチにおける会計上の結果を IAS 第 19 号の要求事項の適用の会計上の結果と比較するための設例を検討した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

2021 年 2 月に、審議会はリサーチのレビューを完了し、上限設定アプローチを IAS 第 19 号にどのように導入できるのかの当初の分析について議論する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation
コピーライト © IFRS 財団
ISSN 1474-2675